

令 和 7 年 度  
第 10回 議 事 錄

笠岡市農業委員会

8. 1. 9

第10回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年1月9日 午後 14時30分

2 開会日時 令和8年1月9日 午後 14時30分

3 閉会日時 令和8年1月9日 午後 15時10分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
1	鹿嶋 耕三	出	8	櫛田 繁造	出
2	仁井名 雅子	出	9	佐内 繁文	出
3	天野 平之進	出	10	片岡 芳和	出
4	北村 昌三	出	11	仁科 智之	出
5	梶田 宏一	出	12	守屋 映男	出
6	西江 務	出	13	和田 晃佳	出
7	大平 貴之	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上 百生	推進委員	西江 敬一
推進委員	奥野 きたこ	推進委員	藤田 潔
推進委員	藤原 美代子	推進委員	大平 章之
推進委員	畦崎 友梨	推進委員	枝木 俊彦
推進委員	林 和美	推進委員	守屋 芳明
推進委員	大本 憲治	事務局長	前原 成紀
推進委員	有本 正義	主事	山部 俊貴
推進委員	岡田 晴次	主事	小川 航平
推進委員	西山 雅子	主事補	升谷 公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議題
議案第34号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第36号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第25号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第26号	解約証書の受理について
報告第27号	農作業受委託契約書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

7番委員

8番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第10回の農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第10回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を7番大平委員さん、8番櫛田委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、議案第34号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー50号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>ナンバー50号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には、本人を含めた家族で従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。(全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、関連がありますのでナンバー51号、53号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー51号及び53号でございます。○○及び○○から○○に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には、本人を含めた家族で従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は○反○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー52号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー52号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には、家族で従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は○反○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー54号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー54号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は十数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー55号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー55号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー56号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー56号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は草刈機を所有しております。農業には本人及びその妻が従事予定であり、果樹及び野菜を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」関連がありますので、ナンバー6号、7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー6号、7号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。申請地は○○地区の畠○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。</p> <p>申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透にて対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置は適切な距離を設けて行うため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第36号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本計画案は、令和8年2月24日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5年の設定対象筆数が5筆、設定対象面積が4,438m<sup>2</sup>、設定対象人数が2人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。      (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第 25 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 26 号「解約証書の受理について」報告第 27 号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さんには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 2月3日(火)午前9時30分から  <u>第1会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回申請書締切日 1月16日(金)、議案発送日 1月23日(金)</li> </ul> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>